

平成 26 年 4 月 28 日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
敦賀本部

高速増殖炉もんじゅに関するご質問への回答について

4 月 11 日付けにて郵送いただきましたご質問について、下記のとおり回答いたします。

回答 1

保全計画で定めた機器の点検間隔頻度で点検を行っていなかったことは、原子炉施設保安規定違反に当たるとの認識は今もかわっていません。

回答 2

「安全協定」に関する「覚書」第 5 条第 6 項第 4 号の「原子力施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないとき。」とありますが、ここでいう運転上の制限とは、原子炉施設保安規定の中に、原子力発電所としての安全機能を維持するため、原子炉の状態（運転状態、低温停止状態）ごとに、遵守すべき温度や圧力などの制限を定めたものです。

原子力規制委員会より出された保安措置命令や原子炉施設保安規定の変更命令は、運転上の制限を満足していないことに対して発せられたものではなく、安全協定に関する覚書きに記された「故障が発生したとき」あるいは「異常時」に該当するものではありません。

回答 3

未点検器機については早期に点検を行っており、その間も現在のプラント状態（低温停止状態）において原子炉施設保安規定で機能確保が要求される非常用交流電源（ディーゼル発電機）等の器機については、定期的な試験で安全性の確認を行い、安全確保に万全の措置を講じていることから、安全協定第 2 条 1 項を遵守していると考えています。

安全協定に従い平常時における連絡として毎月運転状況等の連絡や異常時における連絡など、誠実に対応する一方で、原子力規制委員会の保安措置命令や原子炉施設保安規定の変更命令などに対しても誠意をもって対応しているこ

とから、安全協定第2条第2項を遵守していると考えています。

非常用交流電源（ディーゼル発電機）等の定期的な試験の手順については、原子炉施設保安規定第17条（手順の作成）に従い、定期試験手順書として定めています。このような定期試験は、プラントの状態に応じて機能確保が要求される器機について、点検と次の点検にあっても作動試験等により機能が維持されていることを確認するために定期的に行っているものです。頻度は毎日おこなうものから、1ヶ月ないしはそれ以上の頻度で行うもの等、器機に応じて定期試験手順書に定め、実施しています。

回答 4

4月11日に発行した敦賀本部週報において、今回の保安検査における主な指摘とその対応等について記した「高速増殖炉もんじゅ 平成25年度第4回保安検査を受けた対応について」を別紙として添付し、同日当機構敦賀本部ホームページに掲載しています。

<http://www.jaea.go.jp/04/turuga/jturuga/press/2014/04/w140411.html>

回答 5

原子力機構は平成23年8月福井県原子力発電所準立地市町村連絡協議会（以下「準立地協」）から「安全確保等に関する協定書」の見直しに関する要請を受け、また、協議を重ねた後平成24年12月25日、準立地協の自治体（南越前町、越前町、若狭町）との協定の改定を行っています。

また平成23年8月、滋賀県から「安全協定の締結」に関する要請を受け、平成25年4月5日、滋賀県長浜市、及び高島市との協定の締結をおこなっています。

以上